

戦後超速度の高度成長の進展に伴って、地域経済の問題は最近ますます人々の注意をひきつつあるように思われる。大都市への人口の過度の集中、工業地帯の偏傍に伴う所得較差の拡大、工業用水の不足等々がこれである。一方、工業化された地域では、これらいろいろの矛盾に悩んでいるわけだが、他方低開発地域でも較差拡大に対処してこんにちほど地域開発の論議が盛んなときはない。

しかし、このように地域経済の諸問題の重要性が論議されるのは結構だが、とかくこの問題は「前向き」かつ政策的にのみ論ぜられてきた嫌いがないではない。そこで、われわれは、戦後の地域経済構造の動態的な研究を、たんに「前向き」にだけでなく、「後向き」にも周到に分析し、できうべくんば今日までの地域経済構造の展開過程の客観的な研究をふまえたうえで、「前向き」の発言を行いたいと考えてきた。昭和37年度に文部省に試験研究費を申請したのも、この視点からの研究を行いたいと思ったからである。

もちろん、われわれの意図は、人口・労働力の移動、所得較差、工業・農業問題、消費・貯蓄構造、財政金融構造などを広い視野から包括的に分析するにある。けれども、分析の第1段階として、資料の広汎な蒐集かたがた、各自が第1に着手した部分をわずかながらここに中間報告するにとどめる。ここでは、都合により、4人の担当者、篠原、梅村、江見、溝口のうち、篠原をのぞく3人の研究を載せて今後数回にわたって行われるはずの諸報告中の第1回分とする。ここでは、1. 地域経済と財政構造(江見)、2. 農家所得の地域差(梅村)、3. 農家貯蓄構造の地域差(溝口)の3研究が取上げられているが、最初に財政と農業を取上げたことに特別の意味はない。それぞれが対象とした年次は必ずしも一致していないし「地域差」についての考え方にも、まだ討論の余地を残している。したがって一見したところ、相互に連けいはないようにも見えるが、一そう広汎な「地域経済構造の動態的研究」の一環をなすことをまずことわっておきたい。

なおデータの整理と一部の計算については、本研究所の電子計算機パロース E 101 が利用され、統計課諸氏の

協力をえたことを付記しておく。

## I 地域経済と財政構造

1. はしがき 本節の調査は、われわれのプロジェクトの他の分野で取上げられる地域経済圏での民間の一般経済活動に対して、財政がどのように対置され、それゆえいわゆる「地域差」の問題に対してどのように機能しているかの分析に着手することである。本節でいう地域差とは、第一義的には各都道府県(以下単に府県に称する)を単位とする各地住民の絶対所得水準の差を指しているが、ここではその差をもたらし各地域産業構造の所得創出力の分析や、その水準と関係づけられる消費行動のパターンの差を直接取上げるのではなく、むしろ各地域経済の活動を反映していると思われる地方財政(とくに府県財政)の収支状況を相互に比較することによって、間接的にその基礎にある地域経済の構造を推論することであり、つぎにはそれを原因として生れた地域差を、財政活動がどのように補完し、国民経済全体としての平衡を保っているかの問題に進むことにある。したがって第1はむしろ地方財政それ自体の分析であり、第2は中央財政と地方財政との交渉に重点が置かれる。とくにこの面では中央・地方を通じる租税構造の分析が中心であり、本節の後半はそれにあてられる。但し本調査は、昭和30年1ヵ年だけについての横断面分析であり、本節の一応の結論は当然時系列分析によって補正拡充されなければならない。

2. 地方財政の余剰率 地方財政の活動は、いうまでもなく才入面における地方税を主要源資として、それにもとづく各地域単位の行政的・社会的・経済的諸活動の施行を含めた全体的活動であり、行政主体によって、府県財政、市町村財政に分れる。この場合各府県毎に地方財政の構造を立体的に把えるには、府県財政と市町村財政とを総合的に分析しなければならないが、府県単位の経済活動の横の比較に主眼を置く場合には、まず順序として府県財政だけを取り上げ、必要に応じて市町村財政の分析によって補完すればよいと思われる。

第1表は、府県財政の歳入・歳出について、それぞれ人口1人当りの水準を計算すると共に、収支差額を計算して収支差額の歳入に対する比率を示したものである。その場合、比率がプラスならば黒字率、マイナスならば赤字率として、余剰率の高い順に並べてある。表に見るように全府県平均では+0.5%の黒字率で、ほぼ均衡財政を示しているが、府県別にはこの平均値の上下に、神奈川県+7.1%の黒字率から、佐賀県-13.8%の赤字率まで、上下約20%の範囲に分布し、著しい財政余剰の差を示している。しかし余剰率を、1人当り歳入・歳

出水準と併せて判断すればわかるように、黒字率の高い府県が必ずしも歳入水準の高い府県ではなく、余剰率は当然のことながら、歳入と歳出との相対比で定まる。したがって黒字県と赤字県とを全体として比較すれば、黒字県の平均歳入水準は赤字県のそれよりも高いのに、平均歳出水準では、両者がほとんど近接しており、そのことが余剰率の格差をもたらしたのである。このことから基本的には、歳入水準の定まる原理と、歳出水準を支配する原理とのあいだに差異があること、換言すれば歳出は地域社会のneedにもとづいて、府県の富裕度のいか

第1表 府県財政の歳入・歳出水準と余剰率(昭和30年度)\*

〔黒字県〕	人口1人当り水準		余剰率(%)
	歳入	歳出	
1. 神奈川県	6,714円	6,237円	+ 7.1
2. 高知県	9,494	8,831	+ 6.9
3. 香川県	7,765	7,234	+ 6.8
4. 東京都	11,706	11,043	+ 5.7
5. 宮崎県	8,919	8,438	+ 5.4
6. 大阪府	6,558	6,232	+ 5.0
7. 栃木県	6,670	6,360	+ 4.6
8. 愛知県	6,642	6,365	+ 4.2
9. 岐阜県	7,592	7,312	+ 3.7
10. 滋賀県	8,250	7,979	+ 3.2
11. 埼玉県	5,347	5,175	+ 3.2
12. 長崎県	5,954	5,764	+ 3.2
13. 福岡県	6,880	6,665	+ 3.1
14. 北海道	9,060	8,784	+ 3.1
15. 福井県	10,590	10,284	+ 2.9
16. 群馬県	6,303	6,138	+ 2.6
17. 静岡県	6,098	5,942	+ 2.5
18. 奈良県	8,765	8,537	+ 2.5
19. 兵庫県	6,600	6,473	+ 1.9
20. 富山県	8,828	8,730	+ 1.1
21. 茨城県	5,789	5,739	+ 0.9
22. 岡山県	6,715	6,673	+ 0.6
23. 京都府	8,783	8,754	+ 0.3
24. 鳥取県	8,285	8,272	+ 0.1
25. 和歌山県	13,964	13,943	+ 0.1
平均	8,059	7,788	+ 3.4

〔赤字県〕	人口1人当り水準		余剰率(%)
	歳入	歳出	
26. 島根県	8,372円	8,375円	- 0.0
27. 熊本県	6,648	6,683	- 0.5
28. 大分県	8,155	7,329	- 1.4
29. 岩手県	7,017	7,125	- 1.5
30. 愛媛県	7,214	7,329	- 1.6
31. 石川県	7,181	7,310	- 1.8
32. 広島県	7,039	7,198	- 2.3
33. 三重県	9,086	9,362	- 3.1
34. 青森県	6,540	6,757	- 3.4
35. 山形県	7,554	7,905	- 4.7
36. 鹿児島県	6,657	6,985	- 4.9
37. 千葉県	5,531	5,828	- 5.8
38. 山口県	8,801	9,350	- 6.3
39. 長野県	7,706	8,200	- 6.4
40. 山梨県	8,002	8,675	- 8.4
41. 新潟県	6,775	7,394	- 9.1
42. 徳島県	9,818	10,762	- 9.6
43. 福島県	6,954	7,728	-11.1
44. 秋田県	7,398	8,243	-11.5
45. 宮城県	6,883	7,676	-11.5
46. 佐賀県	7,505	8,535	-13.8
平均	7,087	7,458	- 5.2
全府県平均	7,704	7,667	+ 0.5

(注) 神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、などの富裕府県の歳入・歳出水準が低いのは、当該行政圏の中における市財政のウェイトが大きいため、府県財政だけの分析では、その点を反映できない欠陥がある。  
\*以下表はすべて昭和30年度のものである。

んにかかわらず最少限一定水準が要情されるのに対し、歳入は地域社会のよって立つ経済構造の稼得力、ひいては担税力の格差に影響されて定まるからである。

もちろんこの調査は僅か1年だけであるうえに、調査の対象とされた昭和30年度は、昭和29年度において地方財政の赤字団体の資金繰りがひっ迫を告げたあとを受けて、地方財政再建のための諸措置<sup>1)</sup>が取られた時期で

あり、府県によって再建途上の段階を異にするであろうから、第1表の余剰率の府県差がそのまま各府県財政の恒常的な性格づけにならないことはいうまでもない。

以下府県財政の歳入・歳出両面に互って、その内容をさらに検討する。まず歳入面について、府県の歳入を形づくるものは、一般税収入のほか、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、地方債、その他税外収入などである

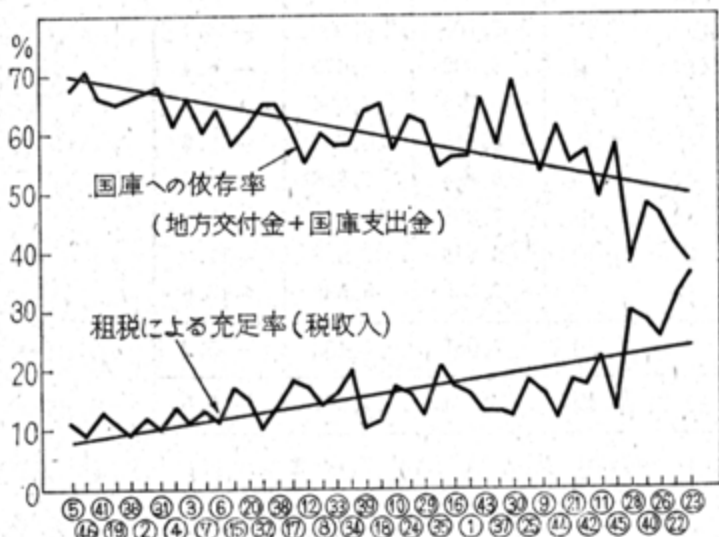
1) 昭和30年度は、29年度までに累積した地方財政の赤字を解消するために、過去の赤字をたな上げ整理するための「地方財政再建促進特別措置法案」と、

地方財源の増強のための財源措置が提案され、第23国会でその成立を見た。

が、これらのうちには地方交付税のように、国税(所得税・法人税・酒税)中の一定割合を総額として、「地方団体の財政収入額が財政需要にみたない額を基準として配分」されるといふ、すでに赤字補填の役割をもった歳入と、国庫支出金のように元来国の施策を行わしめる裏付けとしての財源賦与の性格をもったものとが共に含まれているのであるから、第1表で示した財政収支の不足も固有の意味の赤字ではなく、中央財政による調整機能が一応行われたのちになお残る赤字と解される。したがって仮りに歳入面から地方交付税と国庫支出金とを除き、また歳出面のうち国からの委任業務に当る支出部分は、一応国庫支出金の大きさと相殺されるものと見なしてこれを歳出合計から除き、しかるのち収支差を比較すると、ほとんどの府県が赤字となり、黒字は当然のことながらもともと地方交付税を受けていない東京、大阪、神奈川の3都府県だけになってしまう。このことは府県財政の国庫依存度がいかに大きいかを意味する。

いま地方交付税と国庫支出金の合計を府県歳入で除した値を、「国庫への依存率」<sup>2)</sup>とし、同じく府県税を府県歳入で除した値を「租税による充足率」と名づけよう。そして中央財政による調整前の赤字率の順序に府県を並

第1図 府県歳入の国庫依存率と租税充足率



(注) ○内の番号は第5表の府県番号による。

べ、両者の関係を示すと第1図のようになる。図で見ると、「国庫への依存率」は右下りの傾向線上に、「租税による充足率」は逆に右上りの傾向線上に乗ることが示される。しかも個々の府県毎に見れば、両者の率は傾

2) 国庫依存率としては、地方譲与税をも含むべきかと思われるが、地与譲与税は、入場譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税のそれぞれ若干性格の異ったものの合計であるため一応除いて計算した。そのうえ地方譲与税の府県歳入に占める比率は3.1%であり、地方交付税の16.2%に比べて僅少であるから、結論にさして影響はない。

向線に対して上下に逆に位置しており、両者はいわば逆関数( $R=-0.966$ )の形になっている。このことは国から府県への財政資金のトランスファーが、本来それらの資金のもつ調整機能を果していることであるが、他方府県財政の赤字が、才出面との比較をしばらく置くと、一応担税力の大小に帰することを意味している。

そこで府県における担税力の指標として、まず府県税を取り上げ、その構成内容を吟味する。府県税は、地方譲与税を別とすると、道府県税、事業税、たばこ消費税、遊興飲食税などが主要税種であるから、いまそれぞれの府県税収入中に占める比率と、府県人口1人当り府県税額を、先きの赤字、黒字県別、および地区別に示してみよう。

表で明らかのように、納税水準は黒字県のほうが赤字県の倍であり、地区別に見ても、工業県の多く含まれる南関東、東海、近畿は、東北、北関東、山陰、南九州の倍以上であり、とくに南関東の東京・神奈川(以下仮りに京浜と略称する)、および近畿の大阪・京都・兵庫(以下京阪神と略称する)をそれぞれ別掲すれば、前者は南九州の4.0倍、後者は同じく3.2倍となっている。一方府県税総額に占める税種別構成比を見ると、納税水準に

第2表 府県税の地域別比較

	人口1人 当り税額	府県税に占める構成比				
		道府県 税	事業税	たばこ 消費税	遊興飲 食税	その他
黒字県	2,006	16.4	55.7	6.0	9.9	12.0
赤字県	973	15.1	51.1	8.6	11.6	13.6
北海道	1,420	16.5	51.5	7.8	11.4	12.8
東北	842	14.9	48.4	9.0	12.8	14.9
北関東	966	13.5	52.1	10.0	10.5	13.9
南関東	2,625	18.4	54.0	5.5	10.2	11.9
(うち東京・神奈川)	(3,264)	(18.5)	(54.3)	(4.9)	(10.6)	(11.7)
甲信越	1,100	13.8	52.7	7.3	13.7	12.5
東海	2,042	14.4	59.4	5.2	9.5	11.5
北陸	1,332	13.8	52.8	7.0	13.1	13.3
近畿	2,275	16.2	58.2	5.9	9.2	10.5
(うち大阪・京都・兵庫)	(2,620)	(16.4)	(58.1)	(5.5)	(9.5)	(10.5)
山陰	837	15.3	50.8	9.0	12.0	12.9
山陽	1,441	15.6	55.5	6.8	8.8	13.3
四国	945	14.5	52.9	9.3	8.6	14.7
北九州	1,428	15.2	52.2	7.0	11.4	14.2
南九州	817	14.7	51.5	9.7	9.7	14.4
全府県平均	1,647	16.1	54.7	6.5	10.2	12.2

(注) 地区別の分け方は次の通り。東北は東北6県、北関東は茨城・栃木・群馬、南関東は埼玉・東京・神奈川・千葉、甲信越は山梨・長野・新潟、東海は静岡・愛知・岐阜、北陸は富山・石川・福井、近畿は7県、山陰は鳥取・島根、山陽は岡山・広島・山口、四国は4県、北九州は福岡・佐賀・長崎・大分、南九州は熊本・宮崎・鹿児島である。

見るほど地域間の差異は明瞭でないが、黒字県は道府県民税と事業税の構成比が赤字県のそれらより高く、たば

こ消費税，遊興飲食税，その他においては，逆に黒字県の構成比が赤字県のそれより低い。換言すれば，黒字県ほど個人・法人の所得を基準にして課税せられる直接税の構成比が高く，間接税のそれが相対的に低いことがわかる。同じ関係は地区別にも妥当し，京浜を含む南関東，京阪神を含む近畿の直接税の構成比は相対的に高い。

以上のように，府県財政の歳入面に関する限りでは，富裕度の地域差は歳入面の租税充足率に反映し，その中では直接税の相対的大きさに関係をもつ。しかし財政収支の全体的活動は，いうまでもなく歳出面の分析と総合してはじめて完結する。そこで歳出面の分析に先立ち，歳入面と歳出面のいずれにおいて，府県財政から見た地域差が現われるかを取上げてみる。

いま横軸上に1人当り府県民所得をとり，それに対応する府県人口1人当り府県税と，同じく1人当り府県財政支出とをそれぞれ縦軸にとってプロットすると(図は省略する)，人口1人当り府県税は人口1人当り府県民所得の増加につれてほぼ直線的に増加するが，これに対し人口1人当り財政支出は，府県民所得の増加に対し明瞭な一定の関係を示してはいない。いま試みに1人当り府県税および1人当り財政支出と，同じく1人当り府県

民所得とのあいだの相関係数を計算してみると，次の通りである。

$$R\left(\frac{T}{N}, \frac{Y}{N}\right) = 0.928 \quad R\left(\frac{E}{N}, \frac{Y}{N}\right) = 0.095$$

$$R\left(\frac{T}{N}, \frac{E}{N}\right) = 0.086$$

但し  $R(x, y)$  は  $x$  と  $y$  の相関係数，  $T$  = 府県税  $E$  = 府県歳出  $Y$  = 府県民所得  $N$  = 府県人口

すなわち府県税は，府県民所得にほぼ比例して賦課されているのに，府県財政支出のほうは府県民所得の水準とは無相関であり，また府県税と財政支出とのあいだも相関がないから，すでに第1表に関連して指摘したように，府県財政の余剰率の差は，財政収入と支出の各々を律する原理の差異にもとづく，フィナンシャル・ギャップに由来するといえる。それならば府県財政力のいかににかかわらず，最少限一定の水準を保つことを要請される財政需要の内容は何か。この問題を考えるために，まず府県別に才出の構成内容を見，さらに歳出の項目別に府県民所得水準との関係を調べてみる。

第3表は，すでに利用した人口1人当り府県歳出水準を地域別にまとめ，また主な歳出項目の歳出総額に占め

第3表 府県歳出の地域別比較

	人口1人当り歳出	歳出総額に占める構成比					
		一般行政費	土木費	産業経済費	教育費	社会及び労働施設費・保健衛生費	その他
	円	%	%	%	%	%	%
赤字県	7,458	13.0	15.5	14.9	34.6	8.8	13.2
黒字県	7,788	19.8	13.3	12.1	32.9	12.4	9.5
北海道	8,784	17.0	8.1	22.6	33.3	10.0	9.0
東北	7,582	12.9	12.3	16.2	34.8	9.6	14.2
北関東	6,046	15.6	11.9	16.2	39.2	9.1	8.0
南関東	8,527	27.2	7.8	5.9	30.1	19.6	9.4
(東京・神奈川)	(9,762)	(29.5)	(6.7)	(4.9)	(27.3)	(22.3)	(9.3)
甲信越	7,896	12.9	13.9	13.2	36.5	8.3	15.2
東海	6,412	15.4	19.1	13.3	36.0	8.7	7.5
北陸	8,657	14.6	19.9	17.5	30.3	7.5	10.2
近畿	7,732	17.1	17.3	12.6	32.4	8.8	11.8
(うち大阪・京都・兵庫)	(6,797)	(20.1)	(12.6)	(8.1)	(35.2)	(10.1)	(13.9)
山陰	8,334	17.7	16.9	16.3	32.3	8.1	8.7
山陽	7,671	14.7	18.8	13.3	33.1	8.3	11.8
四国	8,330	12.6	21.3	14.3	32.0	9.6	10.2
北九州	6,956	17.4	14.0	12.8	36.5	10.7	8.6
南九州	7,198	12.2	16.1	14.9	34.0	9.5	13.3
全	7,667	17.4	14.1	13.1	33.5	11.2	10.7

る構成比を示したものである。まず人口1人当り歳出を見ると，第2表で見た1人当り税額の地域差と比較して，格差は縮小平準化されている。また先きの  $R\left(\frac{T}{N}, \frac{E}{N}\right)$  の値が低かったことからわかる通り，租税水準の高い府県が必ずしも，財政支出水準において相対的に高くなっ

てはいない。この財政支出水準に見られる府県間の均等化傾向は，もちろん各歳出項目によって異なる。まず各地域毎の歳出構成を見ると，それぞれの地域の才出パターンの特徴が見られる。先きの黒字・赤字県別では，黒字県は一般行政費，社会および労働施設費・保健衛生費の

ウェートが赤字県にまさり、赤字県は土木費、産業経済費、「その他」の構成比が黒字県より高くなっている。この関係を地域別に見れば、一般行政費の高いのは、京浜、京阪神地区であり、社会および労働施設費・保健衛生費はとくに京浜が高い。両費目とも一応地域の都市化・工業化の指標と考えられるが、大都市をその行政圏の中に含む府県は、人口のちゅう密化に伴う社会的間接資本、ないしは公共施設需要が増大して、そのことが財政支出の中での行政的、社会的費用を相対的に高めているものと見られる。つぎに土木費の高い地域は、四国、北陸、東海、山陽、近畿であるが、府県別にいうと徳島、高知、福井、愛知、山口、三重、滋賀、奈良、和歌山の諸県となっている。土木費の内容は、道路橋梁、河川、港湾、都市計画などを包括するが、それは各府県の面積、河川の長さ、海岸線の長さなどによって経常的に支出需要を異にするうえに、その年度に発生した災害の大きさによって影響を受けるから、同一府県であっても年度間で支出に大きな変動がもたらされる場合もある。したがって災害関連土木費について特定の1年をとって数字を比較することは適切でない。つぎに産業経済費については、北海道がとくに高く、ついで北陸、東北、北関東、山陰など主として農業県を含む地域が高いが、府県別には土木費の高い府県とオーバラップしている場合が多い。産業経済費の中心は農業(全体の70%が農林水産業費で、災害復旧事業費を入れると86.5%になる)であり、土地改良事業、農業災害の復旧、その他農業全般にわたる改良事業のための支出を含む。最後に教育費は、各地域間で構成比が最も高く、かつ相互にその比率が近似している費目であり、先きに指摘した府県の財政力のいかににかかわらず、一定水準を確保しなければならぬ費目の中心をなす。

いま各費目の人口1人当り水準を出し、府県間でどのような散らばりがあるかを見るために、費目毎の変動係数( $\sigma/M$ )を計算してみると、次表のようになる。

	一般行政	土木	産業経済	教育	社会・労働・保健衛生	その他
$\sigma/M$	0.309	0.645	0.521	0.094	0.378	0.401

$\sigma/M$ の大小は、とりも直さず府県間の相対的格差の大小を示すと考えてよいから、その値の小さいほど歳入水準のいかににかかわらず府県間で均等化を進めている費目であり、逆にその値が大きいほど府県間で費目のよつ立つ基礎的事柄を異にし、それゆえに支出水準を異にする費目である。「その他」を別とすれば、均等化の進ん

でいる順位は教育費であり、ついで一般行政、社会・労働・保健衛生、産業経済、土木費の順位となっている。この順位は、支出の収入に対する弾力性が小なるものから大なるものへの順と考えてもよからう。

一般に地方財政の支出の大きさを定める基準<sup>3)</sup>には、自然的・歴史的条件を別とすれば、当該地域の(a)産業構造、(b)人口の多寡、(c)面積の広狭の3つの要素があると考えられる。このうち(a)は、その構造のいかんによって、経済水準の大小とも結びつく。(b)は単に総人口だけでなく、その目的によって、児童・生徒数、世帯数が考えられるし、(a)と結びついて、従業者数、失業者数で考えてもよい。ところで上記の諸費目のうち、教育費は人口、なかんずく幼年人口の函数と考えられるし、一般行政費、社会・労働・保健衛生費もある意味では人口要因が強い。これら人口要因で決定される費目ほど $\sigma/M$ が小さい。住民の教育・福祉の水準は、元来均等化を目ざすものであるからである。これに対し面積の広狭などによるものは、逆に差別のある条件から出発するものである。これらの2種類の費目は $\sigma/M$ の大小の違いはあるが、もし両者が経済水準とは一応独立に要求される部分を多く持っているとするれば、この意味での非経済的要素部分が費目総額の中で大きくなればなるほど、経済水準によって定まる歳入水準とのあいだにギャップを生じ、赤字形成要因となる。そして才出のうちこの非経済的要素部分によって形成された赤字を補填するのが、国庫支出金と地方交付税であり、前者は主として教育費、社会・労働・保健衛生費に対応し、後者はその他の地域経済の異った条件から生れる財政力格差の調整に対応しているのである。

財政収支について府県で見たと同じ関係は、これを市町村財政についても分析することができる。しかし地方財政の機構そのものの解明ではなく、財政面に反映した地域差の検出という観点からは、同一府県内に存在する個々の市町村財政の収支を集計したうえで府県間比較するのは適切でないと思われる。たとえば府県について見た財政余剰率について府県財政と市町村財政との関係を見てもはっきりした相関はなく、僅かに市財政と町村

3) たとえば地方交付税の算定には、各経費別に標準団体の基準財政需要額を測定しているが、そのうち府県分については、たとえば道路費ならば道路の面積と延長、小学校費は教職員数と児童数、農林行政費は耕地面積と農家数などが基準を構成する要因であり、さらにこの基準に対して地域毎に各種の補正が加えられる。

財政とのあいだに相似が見られるだけである。そのうえ府県と市町村とのあいだには、同じく地方公共団体とはいえ、相互の性格には基本的に差があると見られる。第4表は、歳入面の構成からその差を見たものである。

第4表 地方財政の歳入構成

	歳入計	税収入	地方交付 税国庫支 出金	都道府県 支出金	地方債	その他
	10億 687.8 (100.0)	% 24.6	% 49.2	—	% 8.3	% 17.9
府 県	19.4 (100.0)	53.3	—	% 19.4	—	27.3
特別区	66.2 (100.0)	49.8	16.6	2.1	12.1	19.4
5大市	206.7 (100.0)	46.8	24.3	1.9	9.0	18.0
市	182.9 (100.0)	39.6	30.5	3.3	7.3	19.3
町 村						

表で見ると、国庫依存率と租税充足率とは、府県と市町村、とくに府県と市とのあいだでちょうど逆に現われており、市町村が元来コミュニティ・レベルでの住民の直接需要を基礎とするのに対し、府県は国家財政との連けいを保ちつつ国家的活動の分担をその重要な任務としていることが見られる。これらのことはまた歳出面の用途別構成にも反映している。そこで本調査では、財政面における地域差を、国家財政と各地域との結節部分である府県財政で見るのがまず第1歩であると考え、市町村財政における地域差の問題には触れなかった。また府県財政と市町村財政とを総合したうえでの府県間比較も重要であるが、今回はこれを割愛し、むしろ地域経済を総合的に反映する財政活動の指標として、国税・地方税を合わせた租税統計の利用度に注目し、その面からの分析が一そう適当と思われたので、本調査の後半は租税構造から見た地域分析にあてられた。

4 租税構造の地域分析

(1) 国税と地方税 これまでは、地域経済の構造を主としてそれが地方財政に反映した限りで考察して来たが、以上の分析ですでに明らかなように、地方財政は中央財政と密接不離に交錯しており、財政面から地域経済の構造を捉えようとすれば、勢い中央・地方財政の収支両面にわたる総合的分析の中で、地域的特性を検出する必要がある。しかし事柄を中央財政の支出活動に限って考えても、国庫支出金や地方交付税などのトランスファーは別として、各省庁の才出そのものに則して、たとえば政府投資をその効果の帰属する地域に振分けることは統計資料的に困難である。しかも元来国家活動として、むしろ府県の行政的枠を越え、国民経済的観点から行われる場合の多い公共投資を強いて府県単位に振分ける経済的意義にも疑問があるから、本調査では中央財政と地方財

政との才出面におけるインテグレーションはしばらくおき、歳入面における中央・地方を通ずる租税構造の中に、地域経済構造の投影された姿を見出すことにしたい。第5表は、国税・地方税を含めた人口1人当り税額を府県別に示し、かつ県民所得と対比して、府県別の租税負担率を示したものである。まず租税の国税・地方税別構成

第5表 府県別租税負担

(都道府県名)	租税総額	構 成 比		人口1 人当り 税額	租 税 * 県民所得
		国 税	地方税		
	100万円	%	%	円	%
1 北海道	50,672	59.7	40.3	10,616	13.3
2 青森県	7,615	55.9	44.1	5,509	10.1
3 岩手県	7,628	55.9	44.1	5,345	10.0
4 宮城県	13,527	65.4	34.6	7,833	13.3
5 秋田県	10,135	60.4	39.6	7,514	12.5
6 山形県	8,969	52.6	47.4	6,626	8.9
7 福島県	13,036	55.7	44.3	6,222	10.5
8 茨城県	10,583	52.7	47.3	5,128	8.7
9 栃木県	10,912	56.6	43.4	7,051	11.0
10 群馬県	9,879	50.0	50.0	6,123	9.9
11 埼玉県	18,863	61.0	39.0	8,337	12.2
12 千葉県	15,516	58.9	41.1	7,037	11.1
13 東京都	267,478	76.6	33.4	33,281	28.0
14 神奈川県	66,968	72.3	27.7	22,938	25.6
15 新潟県	20,454	54.4	45.6	8,269	13.3
16 富山県	9,540	51.0	49.0	9,343	12.9
17 石川県	8,144	54.7	45.3	8,429	12.1
18 福井県	6,014	54.0	46.0	7,976	11.4
19 山梨県	4,239	50.5	49.5	5,254	9.2
20 長野県	14,928	54.3	45.7	7,386	11.4
21 岐阜県	12,149	52.3	47.7	7,672	11.9
22 静岡県	31,259	62.9	37.1	11,794	15.0
23 愛知県	57,840	64.0	36.0	15,346	17.7
24 三重県	13,122	58.0	42.0	8,833	13.7
25 滋賀県	6,885	48.9	51.1	8,066	11.9
26 京都府	30,330	66.6	33.4	15,673	18.6
27 大阪府	124,950	72.6	27.4	27,056	25.0
28 兵庫県	75,186	74.9	25.1	20,764	22.8
29 奈良県	5,822	57.3	42.7	7,495	10.9
30 和歌山県	8,012	53.7	46.3	7,959	10.7
31 鳥取県	3,420	49.7	50.3	5,568	8.3
32 島根県	5,336	48.7	51.3	5,744	9.6
33 岡山県	12,809	55.5	44.5	7,581	11.4
34 広島県	25,603	68.3	31.7	11,914	16.5
35 山口県	18,950	59.5	40.5	11,772	16.5
36 徳島県	4,658	51.3	48.7	5,305	9.4
37 香川県	6,408	54.8	45.2	6,790	9.4
38 愛媛県	8,943	50.7	49.3	5,805	8.9
39 高知県	4,911	53.4	46.6	5,564	9.3
40 福岡県	50,629	65.0	35.0	13,117	17.3
41 佐賀県	6,728	55.7	44.3	6,910	11.2
42 長崎県	10,447	51.3	48.7	5,978	9.9
43 熊本県	12,154	56.8	43.2	6,412	10.8
44 大分県	8,302	53.5	46.5	6,501	10.6
45 宮崎県	6,100	43.5	56.5	5,354	10.8
46 鹿児島県	8,901	55.4	44.6	4,355	10.9
全国(合計または平均)	1,134,979	66.4	33.6	12,713	16.9

\* 租税には法人分を含んでいるが、県民所得には法人所得を含んでいないので比率が若干高目に出ていることに注意。

比で見ると、富裕県と考えられている府県ほど国税の構成比が高く、特に東京、神奈川、大阪、兵庫はいずれもその比率が70%を越えている。したがって国税をも含めた人口1人当り税額は、すでに府県税だけで見たよりも、格差はさらに大きく開いており、たとえば東京のそれは鹿児島7.7倍となっている。この格差は、同時に府県毎の租税負担率の差となっても現われる。すなわち東京の28.0%は、東北、山陰、四国、南九州など、10%前後の府県の3~4倍となっている。以上の点から府県(市町村をも含めて)間の財政力格差は、富裕県の国税負担率を重くし、それが国庫を通じて地方交付税、国庫支出金その他の国庫補助の形をとって府県にトランスファーされ、それによって所得再分配の機能が営まれていることが明らかである。ここにその効果が各府県・市町村内部に直接還元する地方税と、国税との機能上の差異が現れている。そこで各府県毎の国に差出した国税と分担金の合計から、国から府県へ来る地方交付税、国庫支出金と地方譲与税との合計を差引いて、税から見た再分配がどのように現れているかを示す。

第6表の(3)欄がプラスに現れているのは、当該地域から見て受取超過であり、マイナスは同じく支払超過である。換言すれば、プラスは貧乏県を多く擁する地域で

第6表 租税から見た地域間再分配(昭和30年度)  
(単位: 100万円)

	地方交付税 国庫支出金 地方譲与税 の合計 (1)	国税と分担 金の合計 (2)	(3) = (1) - (2)	(4) = (3) / (2) %
北海道	25,508	30,639	-5,131	-16.7
東北	44,491	36,063	+8,428	+23.3
北関東	19,809	17,088	+2,721	+15.9
南関東	38,267	274,460	-236,193	-86.0
(東京・神奈川)	(24,579)	(253,498)	(-228,919)	(-90.3)
甲信越	24,689	21,855	+2,834	+12.9
東海	24,665	63,523	-38,858	-61.1
北陸	15,261	12,932	+2,329	+18.0
近畿	53,590	186,825	-133,235	-71.3
(大阪・京都・兵庫)	(25,930)	(167,830)	(-141,900)	(-84.5)
山陰	8,947	4,340	+4,607	+10.6
山陽	24,332	36,480	-12,148	-33.3
四国	23,532	13,285	+10,247	+77.1
北九州	31,682	47,063	-15,381	-32.6
南九州	25,123	14,768	+10,355	+70.1
全 国	359,898	759,323	-399,425	-52.6

あり、マイナスは相対的に富裕な地域である。かくして巨視的に云えば富裕地域(北海道、南関東、東海、近畿、山陽、北九州)から国税をより多く引揚げて、低所得地域(東北、北関東、甲信越、北陸、山陰、四国、南九州)にその超過部分を交付していることになり、それによっ

て財政資金の再分配が行われ、それがまた国民所得の再分配にもつながっているのである。(4)欄はそれがマイナスならば、支払超過率とも名づくべきもので、この率の大きいほど、再分配に対する貢献度が大きいといえる。府県別にいうと、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡などの府県であるが、とくに東京のそれは全体の支払超過分の40.5%を占めている。一方(4)欄のプラスは受取超過率として、再分配を受けた割合を示すものであり、四国、南九州のそれが大きいことが目立つ。このような税を通じての地域間の所得再分配は、国税中の所得税、法人税の累進課税によって効果的に行われるものであることは云うまでもない。そこで次にはこのような調整作用をもつ国税の中から、所得税と法人税を抜き出し、その地域分布の分析から始める。

まず第7表の下欄の各種税額の全国計で見ると、個人の給与・退職所得税と法人税とが相拮抗して、いずれも2000億円に近い。この個人の給与・退職所得税は、個人所得税の中では大半の72.2%を占め、申告所得税が22.5%、利子・配当所得税が5.4%となっている。しかし税種毎の横の比較にもまして重要なのは、各税種の地域間の分布である。まず法人税は、45.6%が東京・神奈川に集っており、ついで大阪・京都・兵庫の20.8%で、両者を併せて66.5%を占める。これは大企業が京浜、京阪神地区に集中していることを示していることでもあるが、むしろ法人税が本社所在地である東京・大阪中心で課税されることを意味する。その他の地区では、東海の9.2%のほかは、僅か数パーセントに過ぎない。この法人税を申告所得税と比較すれば、両者の特徴が明らかである。すなわち申告所得税では、法人税に見られる東京地区への極端な集中がなくなり、分布は全国に拡がる。このことは申告所得税が、主として個人企業を課税対象としているために、事業所ベースと企業ベースとの介離がないためと考えられる。逆にいえば、法人税の場合には、その基礎にある法人所得がいかに所得発生地から、所得の帰属する本社所在地へ吸収されているかを示している。近畿、東海の場合に、法人税と申告所得税の分布がほぼ同じ大きさに現われているのは、もともと法人税の分布に示された値そのものが、東京に比較して事業所ベースに近いことと、大企業と中小企業との地域構造が、東京にくらべ、より均衡しているからとも考えられる。

したがって、租税に反映した地域別産業構造を見るためには、むしろ給与・退職所得の分布で見たほうが、実態により近いかもしれない。しかしその場合でも、東京・神奈川への35%の集中は、事務・サービス部門の

第7表 所得税の地域別分布

(単位: %)

	源泉所得税		申告所得税	合計	法人税
	利子・配当	給与・退職			
北海道	1.91	5.20	6.38	5.29	2.23
東北	2.02	3.84	8.78	4.85	2.11
北関東	1.03	1.96	3.78	2.32	2.19
南関東	49.07	37.78	19.73	34.33	47.59
(東京・神奈川)	(48.14)	(35.69)	(16.02)	(31.94)	(45.64)
甲信越	1.47	2.46	4.43	2.84	2.17
東海	7.73	8.00	9.82	8.40	9.25
北陸	1.41	1.60	3.65	2.05	1.48
近畿	25.65	23.17	22.65	23.19	22.50
(大阪・京都・兵庫)	(24.46)	(20.93)	(17.93)	(20.45)	(20.83)
山陰	0.26	0.56	1.21	0.69	0.41
山陽	3.75	4.36	6.50	4.80	3.80
四国	1.10	1.81	3.12	2.07	1.37
北九州	3.76	7.46	6.72	7.10	3.76
南九州	0.84	1.80	3.23	2.07	1.14
全国計(実額) (%)	千円 14,425,345 (100.00)	194,110,734 (100.00)	60,482,979 (100.00)	269,019,058 (100.00)	197,469,859 (100.00)

集中と考えられる。高額所得層の都市集中を最もよく示すのは、利子・配当所得税であり、それがその基礎にある予金・株式などの金融資産のストックを反映しているとすれば、その生み出す全国の財産所得の半分が東京・神奈川に、残りの半分が大阪・京都・兵庫に、そして残りをその他地域で分っていることになる。

(2) 産業種別申告所得 いま租税面に反映した地域別

産業構造を見るために、申告所得税の中から、営業、農業、給与所得を取り上げ、さらに最初の営業所得を細かく分けて、それぞれの地域分布を見る。第8表は、各所得別に人員分布と金額分布を相互に比較することができるが、営業所得ではこの両者がほぼ対応しているのに対し、農業所得と給与所得では両者の分布の介離が見られ、したがって人員当り所得の地域差が現われる。すなわち

第8表 種類別申告所得(人員・所得)の地域別分布

	営業所得		農業所得		給与所得	
	人員	所得	人員	所得	人員	所得
北海道	4.75	5.53	6.84	7.93	2.56	2.89
東北	6.42	6.93	14.54	16.50	4.60	3.52
北関東	4.04	3.69	8.57	9.08	3.01	2.30
南関東	18.92	18.18	9.56	9.65	24.11	33.74
(東京・神奈川)	(15.06)	(14.65)	(1.73)	(1.69)	(20.14)	(30.08)
甲信越	3.98	3.78	7.31	7.41	6.20	4.34
東海	10.88	10.72	7.86	7.33	10.80	9.49
北陸	3.21	3.12	6.19	6.53	2.96	2.22
近畿	25.45	26.77	12.12	10.54	18.39	21.12
(大阪・京都・兵庫)	(20.09)	(21.58)	(5.60)	(4.56)	(13.75)	(17.58)
山陰	1.20	1.13	2.16	1.78	1.83	1.20
山陽	6.47	6.20	8.52	7.64	9.93	7.09
四国	3.85	3.41	6.25	5.64	3.69	2.54
北九州	7.45	7.46	5.59	5.52	7.66	6.53
南九州	3.38	3.08	4.49	4.45	4.26	3.02
全国計(実数) (%)	988,716 (100.00)	304,517 (100.00)	877,606 (100.00)	230,264 (100.00)	369,321 (100.00)	155,487 (100.00)

(注) 実数の単位は100万円。

農業所得では、北海道、東北、北関東などの北部地域が人員当り所得が相対的に高く、近畿、山陰、山陽、四国などの西南部地域が逆に低くなっている。このことは1人当りの耕作面積の差とも見られるが、むしろ北部地域

が米作依存度が高く、米の供出機構を通ずる所得の把握が一そう確実なためではないかと推論される。ここに租税面からのアプローチにおける若干の補正的解釈の余地がある。他方給与所得においては、南関東と近畿が相対



的に高く現れているが、前の源泉所得税中の給与・退職所得の分布との比較から判断して、申告所得税中の給与所得のほう地域差は少いこと、すなわち個人企業の給与格差は大企業ほどの地域差がないとってよさそうで

ある。

第9表は、申告所得中の営業所得だけについて、業種間の所得金額分布を示したものである。営業種別によって地域間に多少の人員当り所得水準の差はあるが、平均

第9表 地域別営業所得の業種間分布

	営業所得(所得金額)								合計	1人当り 平均所得
	卸・小売 飲食業	製造業印刷 及出版業	鉱業	建設業	不動産業金銭 及物品貸付業	運送業及 倉庫業	サービス その他			
北海道	61.69	12.76	0.12	3.04	1.09	1.41	19.89	百万円 16,843 (100.00)	千円 358.3	
東北	61.34	18.47	0.13	3.22	0.85	0.44	15.55	21,095 (100.00)	332.2	
北関東	56.64	14.87	0.15	1.08	0.42	0.48	26.36	11,258 (100.00)	281.6	
南関東	52.84	12.37	0.11	2.45	1.09	0.87	30.27	55,342 (100.00)	295.9	
(東京・神奈川)	(52.65)	(11.83)	(0.13)	(2.76)	(1.23)	(0.91)	(30.49)	44,616 (100.00)	299.5	
甲信越	57.58	15.47	0.04	1.88	0.42	0.35	24.26	11,543 (100.00)	293.1	
東海	49.55	22.92	0.26	1.77	0.58	0.89	24.03	32,634 (100.00)	303.5	
北陸	58.85	21.32	0.26	1.88	0.66	0.72	16.31	9,480 (100.00)	298.9	
近畿	55.69	15.54	0.01	1.84	1.48	1.37	24.07	81,524 (100.00)	324.0	
(大阪・京都・兵庫)	(54.98)	(14.91)	(0.02)	(1.67)	(1.61)	(1.39)	(25.42)	65,707 (100.00)	330.8	
山陰	61.54	18.20	0.09	2.58	0.95	1.39	15.25	3,455 (100.00)	291.8	
山陽	56.51	18.21	1.12	2.30	1.14	3.33	17.39	18,867 (100.00)	294.5	
四国	53.83	17.60	0.11	2.84	0.87	3.40	21.35	10,377 (100.00)	272.7	
北九州	56.94	13.90	1.27	2.70	2.20	1.50	21.49	22,695 (100.00)	307.9	
南九州	57.48	15.96	0.03	2.72	1.35	1.42	21.04	9,402 (100.00)	282.2	
全 国	55.64	16.12	0.25	2.24	1.14	1.28	23.33	304,517 (100.00)	307.9	

で見るとその差は小さいから、その点は無視し、表を横に見ることによって、地域毎の産業構成比を比較することができる。しかしこの表は、申告所得に反映している個人企業中心の分布であり、のちに会社表の分布で見ると、地域別産業構造のパターンは第9表では明瞭に現われず、むしろ卸小売業など地域社会の必要に応じて成立しているものは、ほぼ比率が地域間で近似している。ただ製造業(東海, 北陸), 運送・倉庫(山陽, 四国), サービス業その他(北関東, 南関東, 甲信越, 東海, 近畿)に、それぞれの地域の若干の特徴が見られる。しかし卸小売, 製造業の所得金額分布が、他地域に比較して低い京浜, 京阪神が、サービス業で高く現われているのは、これらの地域が卸小売, 製造業では大企業のウェートが大きく、それに個人企業を中心とするサービス部門が結びついたためと考えられる。

(3) 所得分布の地域構造 申告所得の統計による地域構造は、産業別のみでなく、所得階級別にもこれを見る

ことができる。もちろん個人所得税の大宗である源泉徴収分の基礎である給与所得については、分布表がえられないけれども、申告所得にもとづく所得分布によって、地域間の分布型の差異はほぼ類推できる。まず府県別にえられる所得階級別表を地域毎に組み替えて人員分布を示したものが第10表である。

表で見ると、地域別の所得分布型にはかなりの差異があり、それは第2図によって一そう明らかである。すなわち所得分布は対数正規分布に近いが、分布のモードは、いずれの地域も20~30万円の層にあり、モードの高さは四国が最も高く、ついで山陰, 北関東, 南九州, 北陸, 山陽, 甲信越の順に低くなる。これと所得20万以下の階層比率とを合わせれば、上記諸地域の所得分布は低所得層に偏っているといえる。一方所得50万以上の階層になると、百分比は急激するが、南関東, 近畿は傾斜が相対的にゆるやかで、高額所得層に向って分布曲線の尾を引いている。このことは図の東京・神奈川の分

第10表 所得階層別人員分布

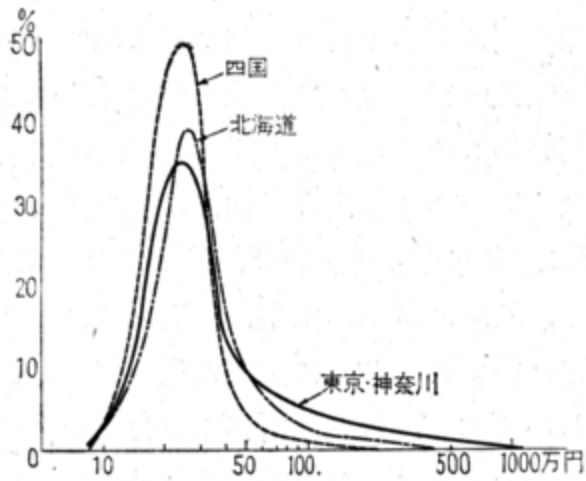
	10万円以下	10~20	20~30	30~40	40~50	50~70	70~100	100~200	200~500	500~1,000	1,000万円超	合計	
												実数	%
北海道	0.73	10.48	39.08	26.13	11.61	7.17	2.81	1.67	0.28	0.03	0.01	127,203	(100.00)
東北	0.53	8.35	40.15	32.09	11.16	5.08	1.57	0.91	0.14	0.01	0.01	215,396	(100.00)
北関東	0.66	10.87	46.43	29.21	8.34	3.17	0.79	0.43	0.09	0.01	0.00	130,122	(100.00)
南関東	0.95	13.36	39.20	22.91	8.81	6.68	3.58	3.23	1.10	0.14	0.04	403,493	(100.00)
(東京・神奈川)	(1.01)	(14.01)	(35.19)	(21.13)	(9.62)	(8.27)	(4.68)	(4.33)	(1.50)	(0.21)	(0.05)	276,458	(100.00)
甲信越	0.91	13.32	44.03	26.17	8.95	4.21	1.42	0.84	0.13	0.01	0.01	131,920	(100.00)
東海	1.19	16.43	42.35	21.16	8.52	5.84	2.43	1.64	0.37	0.05	0.02	230,499	(100.00)
北陸	0.83	14.16	44.59	25.44	8.87	3.98	1.24	0.72	0.14	0.02	0.01	99,987	(100.00)
近畿	1.19	17.24	39.86	19.79	8.95	6.96	3.32	2.09	0.52	0.06	0.02	455,372	(100.00)
(大阪・京都・兵庫)	(1.11)	(16.92)	(36.89)	(19.63)	(9.93)	(8.05)	(4.05)	(2.63)	(0.69)	(0.07)	(0.03)	(321,749)	(100.00)
山陰	1.52	19.61	48.06	19.24	6.01	3.41	1.29	0.74	0.11	0.01	—	39,363	(100.00)
山陽	1.42	19.26	44.40	20.35	7.45	4.47	1.58	0.88	0.16	0.02	0.01	183,151	(100.00)
四国	1.40	20.29	49.65	18.41	5.54	2.86	1.07	0.66	0.11	0.01	—	112,368	(100.00)
北九州	1.24	14.26	41.59	23.50	9.24	6.04	2.39	1.40	0.29	0.03	0.02	161,796	(100.00)
南九州	0.70	12.16	44.80	26.06	9.07	4.71	1.49	0.87	0.12	0.02	—	92,443	(100.00)
全 国	1.02	14.59	42.02	23.46	8.89	5.57	2.36	1.61	0.41	0.05	0.02	2,383,113	(100.50)

布でも見られるように、同地域が低所得層から高所得層にまで分布が拡っていることであり、当該地域内の上下の所得格差の

第2図 地域別所得分布

大きいことを示す。

いま以上の関係を正確に示すために、各地域毎の標準偏差，変動係数を計算すれば、第11表のようになる。



すなわち平均所得水準が高く、一般に富裕と見なされている地域ほど、所得の分散の大小を測る標準偏差 $\sigma$ の値は大きく、平均値との割合で示された相対的分散度 $\sigma/M$ (変動係数)も大きい。すなわち京浜・京阪神、東海は $\sigma$ も $\sigma/M$ も大きく、東北、北関東、甲信越、山陰、四国、南九州は平均所得が低く、 $\sigma$ 、 $\sigma/M$ も低い。残余の地域はこれら2つのグループの間にある。

以上のような所得分布の特性値に見られる地域差を、多少とも縮小するのが、累進税としての所得税の調整作用であり、国全体としては高額所得層から低額所得層への所得の移転であるけれども、それによって同時に地域間の格差の縮小と生活水準の平準化をもたらすことが期待されるのである。

そこで累進課税によって所得分布の特性値がどのよう

第11表 地域別所得分布の特性値

	標準偏差	平均所得	変動係数
	$\sigma_1$	$M_1$	$\sigma_1/M_1$
北海道	千円 306.0	千円 356.4	0.858
東北	231.0	336.6	0.686
北関東	180.9	306.7	0.589
南関東	539.1	400.8	1.345
(東京・神奈川)	625.0	442.1	1.413
甲信越	218.3	315.5	0.691
東海	357.0	336.3	1.061
北陸	236.0	310.9	0.759
近畿	395.2	356.7	1.107
(大阪・京都・兵庫)	446.0	380.1	1.173
山陰	198.7	288.9	0.687
山陽	250.5	303.6	0.825
四国	194.7	282.8	0.688
北九州	315.1	337.0	0.935
南九州	216.0	318.0	0.679
全 国	386.2	341.9	1.129

第12表 税引後の特性値の変化

	標準偏差	平均所得	変動係数	$(M_1 - M_2)/M_1$
	$\sigma_2$ (1)	$M_2$ (2)	$\sigma_2/M_2$ (3)	
北海道	千円 172.9	千円 237.7	0.727	0.333
東京・神奈川	298.5	352.2	1.179	0.203
大阪・京都・兵庫	228.9	320.1	0.715	0.157
山陰	128.9	264.5	0.487	0.084
四国	109.8	260.4	0.421	0.079
全 国 (その他共)	173.2	299.7	0.578	0.123

に変化するかを見たものが上表である。表は富裕地域2と低所得地域2、および中間地域としての北海道の5地域を比較したものであるが、表によって所得税の再分配効果は明らかである。すなわち課税後の平均所得は $M_1$ より $M_2$ に引下げられるが、その下り方は第12表の(4)欄で見ると富地域である京浜、京阪神において相

対的に大きく、低所得地域である山陰、四国において相対的に小さい。北海道の減少率が0.333と京浜・京阪神より大きく現われているのは、税引前の北海道の $\sigma$ が富裕地域の $\sigma$ より小さく、課税の影響を多く受ける高額所得層のほうが、その影響の少ない低額所得層より相対的に多いからである。換言すれば、東京、大阪などの地区では貧困低所得層もまた多く、その階層は課税の影響を蒙ることが少ない。課税による所得分布の均等化は、何よりも $\sigma_2$ が $\sigma_1$ より著しく小さくなっていることで明らかである。

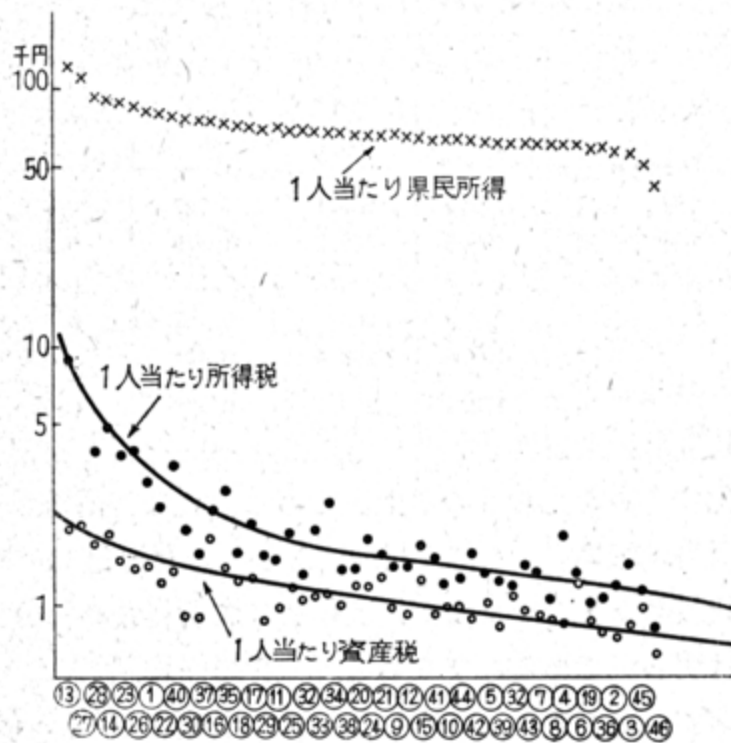
以上の所得分布は申告所得税分についてだけである。給与所得については、給与所得者全体についての分布表がえられないが、程度の差はあれ、同じように所得税を通ずる再分配効果を期待することができよう。

(4) 資産税と所得税 資産税を広く解するときには、単に土地・家屋などの所有に対して課税される固定資産税だけでなく、固定資産の新規取得、相続などの移転を対象とする不動産所得税、相続税、贈与税を取上げることでもできるが、ここでは所得税との対比を通じて所得対資産の関係を考察するために、固定資産税だけを取上げた。同じように所得税も、広く所得に関係づけられる税としては、府県民税・市町村民税があるが、それらは各府県ごと、市町村ごとに必ずしも税率を同じくしないうえに、均等割の部分にも差があるので、全国同一の累進税率で課税される所得税(源泉分+申告分)だけを取上げた。第3図は、県民所得の順位にしたがって、1人当り県民所得、1人当り所得税、および1人当り固定資産税の3系

列を比較したものである。このうち1人当り資産税は、ほぼ税率が均等であると思えば、ストックとしての資産の地域分布を反映していると考えられる。したがってそれを税率で逆算することによって1人当り県民所得と対比しうる資産を計算し、そのうえで一種の資本係数を算出することもできそうに思われるが、固定資産税には法人課税分が含まれているのに対し、県民所得にはこれまでのところ法人留保を含めていない personal income ベースであるから両者は正確に対応しない。(東京などでは法人留保も含めて試算が行われている)。仮りに固定資産税から個人分が取出せたとしても、家計資産である土地・家屋とそれに対応する個人所得とから計算した資本-所得比率に、いわゆる資本係数としての国民経済的意味をもたせることはできない。つぎに1人当り所得税と1人当り県民所得との関係では、各府県ごとの平均所得税負担率が示される。図で見ると左端に位置する富裕県から右へ急傾斜で下っているのは、所得税の累進性の影響であり、すでに指摘した富裕県における所得分布の高額層への偏りを図からも判断できる。広島、宮城が県民所得順位の隣接する県にくらべ1人当り所得税の高いのもそれであろう。この平均所得税率の全国平均値は4%であるが、府県別には東京7.6、大阪6.7、神奈川5.2、京都4.6、福岡4.5、愛知4.3、兵庫4.2%などが高く、茨城、群馬、山梨、鳥取、島根、福島、鹿児島、などはいずれも2%に満たぬ低さである。結局第3図でもわかる通り、資産は所得より分散が大きい、資産の規模そのものは、歴史的自然的条件の差から来る地域差によって影響される面も強く、したがって資産税による再分配機能は、所得税に比べて僅少である。この1人当り資産税で富山、新潟、島根、山形など裏日本の諸県が所得順位で隣接する県より高くなっているのは、雪国における資産規模と関係があるものと見られる。

(5) 会社表の分析 直接税の税源として、個人ならびに個人事業体の所得税と並んで重要なのはすでに指摘した法人税であるが、『国税庁統計年報書』は毎年「法人税表」とその基礎にある法人企業活動を示す「会社表」とを公表しており、そのうち府県別に示された計数の利用(会社資本金階級別表および会社業種別表)によって、企業活動と地域経済構造との関連を取上げることができ。まず全体を鳥瞰するために、会社数と資本金についての地域別表を掲げる。表によって、会社数、資本金とも京浜、京阪神、ついで東海地区への集中が著しく、3者を合わせて会社数で57.36%、資本金で76.56%となる。資本金の集中のほうが会社数のそれよりも大きいのは、

第3図 1人当り県民所得・所得税・資産税の比較



(注) ○内の番号は第5表の府県番号による。

第13表 会社数と資本金の地域分布 (金額は単位100万円)

	会社数	資本金	1社当り資本金		
	百分比	百分比	1億未満	1億以上	平均
北海道	3.09	2.46	1.86	411.5	2.68
東北	3.86	3.43	1.47	604.0	2.97
北関東	4.67	1.35	0.80	348.6	0.96
南関東	36.41	48.98	1.28	712.8	4.51
(東京・神奈川)	31.55	47.48	(1.36)	(721.3)	(5.04)
甲信越	4.97	1.80	1.00	231.0	1.21
東海	11.13	7.49	1.31	398.5	2.25
北陸	1.88	1.85	1.82	420.3	3.30
近畿	17.31	22.93	1.61	581.7	4.43
(大阪・京都・兵庫)	14.68	21.59	(1.66)	(599.8)	(4.92)
山陰	0.98	0.37	1.12	145.0	1.27
山陽	4.19	3.69	1.47	932.9	2.95
四国	3.39	1.56	1.04	331.5	1.54
北九州	5.36	3.75	1.29	200.2	2.34
南九州	2.70	1.00	1.02	174.4	1.24
全 国	375,371 (100.0)	1,258,530 (100.0)	1.33	610.6	3.35

それらの地域に高額資本金階層の会社が多く含まれるからであるが、各地域毎に見ると、資本金分布のほうが会社数分布を越えているのは、京浜を含む南関東と、京阪神を含む近畿だけである。同じ関係は1社当り資本金(平均)にも現われている。それを1億未満と1億以上に分けてみると、当然のことながら1億円以上の会社規模において、地域差がはっきり現われる。山陽地区の1億以上の資本金が飛び抜けて高いのは、同地区の産業に資本集約度の高い造船、海運などが存在するためと思われ、また山陽地区のみならず全地域について1億以上の巨大会社の存在にもかかわらず、平均規模が100万円台にな

っているのは、各地域とも資本金100万未満の会社数のウェイトが圧倒的なためと見られる。そこで次には、地域毎に資本金別会社数および資本金分布表と、産業別分布表とを掲げる。

まず資本金階級別で見れば、全国会社数の約99.68%が1億未満(うち100万未満は80%)の会社であり、1億以上は僅か0.32%に過ぎない。しかし資本金分布で見れば、僅か0.32%の会社が会社資本金全体の約60%を占め、なかんずく10億以上の巨大会社が37.35%を占めているのであって、いかに無数の零細企業と少数のビッグ・ビジネスとが分極化しつつ混在しているかがわか

第14表 資本金階級別会社数・資本金の分布

	会社数			資本金		
	1億未満	1~10億	10億超	1億未満	1~10億	10億超
北海道	98.80	0.17	0.03	69.38	15.90	14.62
東北	98.84	0.15	0.01	62.29	10.41	27.30
北関東	99.95	0.05	—	83.60	16.40	—
南関東	98.55	0.37	0.08	28.42	24.18	47.38
(東京・神奈川)	(98.49)	(0.42)	(0.09)	(26.85)	(24.51)	(48.64)
甲信越	99.91	0.09	—	82.73	17.27	—
東海	98.76	0.23	0.01	58.28	24.89	16.83
北陸	98.65	0.31	0.04	54.93	19.55	25.52
近畿	98.52	0.42	0.06	36.30	25.56	38.14
(大阪・京都・兵庫)	(98.46)	(0.47)	(0.07)	(33.56)	(25.94)	(40.50)
山陰	99.89	0.11	—	87.70	12.30	—
山陽	99.84	0.13	0.03	49.84	10.83	39.33
四国	99.85	0.14	0.01	68.44	18.32	13.74
北九州	99.76	0.23	0.01	55.10	21.18	23.72
南九州	99.87	0.13	—	82.06	17.86	—
全 国	99.68	0.28	0.04	39.80	22.85	37.35

るが、これら零細企業から資本金数十億の会社にまで広く分布しているのが、京浜、京阪神地区なかんずく東京

である。京浜、京阪神につづくのが、山陽、北陸、北九州、東海であるが、北陸の工業化が注目される。

第15表 会社数と資本金の産業別分布

(金額は単位100万円)

	卸 小 売	製 造 業	金 融・保 険	運 輸・通 信・公 益	営 利 的 サ ー ビ ス	そ の 他 共 合 計
会 社 数	183,759 (44.60)	139,506 (33.86)	8,494 (2.06)	11,368 (2.75)	31,485 (7.64)	411,997 (100.00)
資 本 金	240,645 (19.12)	552,773 (43.92)	77,674 (6.17)	182,556 (14.51)	45,467 (3.61)	1,258,530 (100.00)

(注) カッコ内は、百分比を示す。

これらの資本金階級別表は、もちろん産業別表と組合わされて一そうよく理解される。次表は、全国平均で会社数・資本金の産業別分布を示したものである。これによって零細企業の最も多く存在するのは卸小売であり、営利的サービスがこれについているが、一方巨大会社の多く存在するのは、運輸・通信・公益など巨額の固定設備を必要とする部門、および金融・保険業である。製造

業の数字は巨大会社と零細企業とが併存することを意味している。

第16表は、各産業別に1会社当り資本金、1利益会社当り所得金額の全国平均を100として、各地域のそれらを指数化したものであるが、すでに何回も指摘した地域差は、一そう歴然と現われている。直接に法人税の課税対象となる所得金額は、申告所得税のそれよりも格差

第16表 1社当り資本金と所得金額

	1 会 社 当 り 資 本 金						1 利 益 会 社 当 り 所 得 金 額					
	卸・小売	製 造 業	金 融・保 険	運 輸・通 信・公 益	営 利 的 サ ー ビ ス	合 計 (そ の 他 共)	卸・小売	製 造 業	金 融・保 険	運 輸・通 信・公 益	営 利 的 サ ー ビ ス	合 計 (そ の 他 共)
北 海 道	98.7	71.7	66.2	62.3	87.5	76.0	119.1	87.5	50.3	82.6	59.7	82.4
東 北	77.3	52.9	63.1	10.2	80.4	70.6	82.6	31.0	78.4	130.4	54.8	56.9
北 関 東	45.4	27.0	57.9	17.2	58.3	29.6	50.6	39.4	100.9	28.7	53.6	40.9
南 関 東	113.5	144.8	176.1	141.5	123.6	133.3	104.1	148.0	145.7	112.4	149.8	127.8
(東 京・神 奈 川)	125.0	162.0	178.9	162.4	133.3	148.9	116.7	166.0	152.0	122.8	163.3	144.0
甲 信 越	55.4	32.8	49.2	42.7	66.1	36.9	58.9	32.6	61.6	64.2	47.4	38.5
東 海	89.3	54.7	126.0	112.6	95.2	69.5	104.6	56.5	133.7	121.9	75.7	76.2
北 陸	103.6	72.7	109.6	161.3	100.5	100.0	91.7	52.8	138.2	144.4	86.2	94.9
近 畿	144.5	135.6	123.9	104.1	104.6	132.0	143.2	127.6	127.1	98.5	73.1	133.7
(大 阪・京 都・兵 庫)	156.9	154.3	126.2	119.7	103.8	110.8	157.4	144.9	130.0	110.8	74.9	131.8
山 陰	54.9	27.1	44.2	42.8	52.7	38.0	61.2	25.8	41.9	58.9	54.1	42.1
山 陽	76.4	89.6	33.4	70.3	76.5	88.0	84.2	98.8	71.3	93.5	48.9	105.8
四 国	55.4	33.6	86.7	55.6	48.8	45.9	54.8	26.8	75.3	90.9	37.9	41.7
北 九 州	72.3	51.9	36.9	80.1	66.5	69.7	98.9	66.1	29.3	94.6	57.3	76.1
南 九 州	60.2	26.7	26.4	33.3	44.3	36.1	77.7	26.4	22.0	31.2	44.4	40.3
全 国	1,310 (100.0)	3,962 (100.0)	9,145 (100.0)	16,059 (100.0)	1,444 (100.0)	3,054 (100.0)	691 (100.0)	2,715 (100.0)	11,435 (100.0)	5,482 (100.0)	870 (100.0)	1,703 (100.0)

が大きい、これは法人企業と個人企業の資本金規模別分布の差に帰するといえよう。所得は資本金にほぼ相関しているが、運輸・通信・公益事業については、資本金当りの所得金額が少いうえに、資本と所得との相関が他産業にくらべて相対的に低い。結局、前表の会社数と資本金の産業別分布とを合わせて考察すれば、資本金において全産業の43.9%を占める製造工業の地域分布が、それぞれの地域の法人所得の大勢を決定し、ひいては個人所得分布を左右するといつてよいであろう。

5. あとがき 筆者は前半において地域経済の様相を、それが地方財政なかつく府県財政に反映した限りで捉えようとし、財政の役割に及んだが、後半では国と地方を合わせた総合的指標としての租税統計によって、地域経済の分析を試みようとした。前後半の統合はまだ行わ

れていないが、地域格差といわれるものの実態は、会社表や申告所得税の分析に明らかなように、経済的には産業構造の差によってその大部分が説明されるものであり、それが企業所得ひいては個人所得水準の差の基本的決定因となっているといふことができる。特定の地域に付加価値の高い産業が集中するのは、その地域が本来その種の産業立地に好適の条件を備えているからであるが、そのことは投資の生産力効果からいえば当然の帰結である。後進国開発理論の教えるように、この格差を解消するために、低所得地域の工業開発を進めることの国民経済的意義は別として、このような地域の生産性格差を仮りにそのままにして、他方地域間住民の文化・福祉水準を均等化しなければならぬというアンチノミーは、当面国家財政の機能を他には有力な方法は期待できない。

それをおこなうのが、個人・法人の所得格差そのものを課税対象とした直接税を中心とする国税体系であり、それを主要源資とする歳出面での一連の平衡化措置である。

地域経済の構造分析の1つの狙いは、現在の府県を単位とする行政圏と、他方産業構造自らが内包する経済圏との齟齬を指摘し、前者の適切なる再編成への見取図を発見することにもあろう。今後の財政面からの分析はこの面にも関心を持つべきである。本調査のIは、単に昭和30年度1年について財政面に現われた地域差指標と思われるものを羅列したにすぎず、一そうの分析と総合は、これらを時系列化すると共に他の面の研究と結合することによって進められる。〔江見康一〕

付記. 本調査で用いられた統計資料は一々指摘しなかったが、前半はすべて自治庁『地方財政概要』(昭和30年度)により、後半は『国税庁統計年報書』(昭和30年度)によった。

## II 農家所得の地域差とその要因

1 農家の所得水準のもっとも適切な指標は何かまたそれはいかようにして測定さるべきかということになると、それだけでも理論的にも統計的にもいろいろと論議の岐れるところであろうが、ここでは所得水準の測定の方法それ自体が主題ではないので専ら簡明ということからもっとも単純な世帯員1人当たり平均所得をその指標として採ることとした。地域間ならびに階層間になにがしかの物価差のあろうことは十分に予想されるところであるが、資料の不足から今回は物価差の修正には及びえなかった。資料はすべて農家経済調査に求めた。

農家の所得としては農家経済調査における農家所得、被贈扶助等の収入、農業経営費のうち減価償却費の3項目の合計額<sup>1)</sup>をとった。被贈扶助等の収入の内容は他大家族からの送金、各種社会保障の給付金、農業施設奨励補助金、農業共済金等<sup>2)</sup>であって農家の所得に当然含まれて然るべきものであるし、またわが国農家の実態からみてむしろ減価償却控除前の粗所得をとる方がより適切と考へてのことである。もっともこの原則は全体を通じ

1) 農外事業部門の減価償却費および固定設備的支出についても原則的には同様の考慮が望ましいと考えるが、農家経済調査の農外事業部門のデータには計数的に疑問が少なくないので、今回は農業部門の減価償却費を加算するにとどめた。

2) 『農家経済調査報告』巻末の農家経済調査科目分類表による。

て貫かれているわけではなく、作業の未完了のため都道府県別の計数には被贈扶助等の収入および減価償却費の加算は行っていない。

農家の世帯員数はすべて年度始現在(4月1日)の値をとった。近年農家の世帯員数は全国的に減少傾向にあるので、この計算方法によるとそれだけ農家の所得水準は低目に算定されることとなり、また世帯員数の減少傾向には地域差、階層差があるので所得水準の過少評価の程度も均一ではないという欠陥があるが、世帯員の減少は平均して100世帯につき6~7人の程度のようなものであるから結果を大きく歪めることはあるまいと思う。

農業では作柄の変動が重要であるから4~5年の平均をみることが望ましく、とくに地域間の比較を行う場合には一層その必要が強いのであるが、これも作業の関係から34年度と35年度の平均値をとるにとどまった。そのため東海農区の計数には伊勢湾颶風の被害の影響がいくぶん残っているようである。

北海道から南海にいたる11農区<sup>3)</sup>の世帯員1人当たり粗所得ならびにその関連指標は第1表に掲げられている。農区の順は所得水準に従っている。農家の所得水準は開発のもっとも古い近畿と開発のもっとも新しい北海道に高く、典型的水稲単作地帯たる北陸(水田率84%)がこれに続いて高所得地帯となっている。工業化の進みつつある東海、南関東、瀬戸内が8万円前後で肩をならべ、工業化のおくれた北関東、山陰、東北が7万5千円前後で1段低位にあり、北九州および南海が低所得地帯となっている。明治前期には馬耕の先進地であり、戦前にも佐賀段階を誇った北九州が意外にも低所得地帯に入っていることに注目したい。

3) 農家経済調査の農区区分は日常慣用の地方名とその内容が異っていて、しばしば混乱をきたすのでとくにその大要を記しておく。

北海道農区——北海道。

東北農区 ——青森、岩手、宮城、秋田、山形、新潟、東北部。

北陸農区 ——富山、石川、福井、新潟西南部、滋賀、湖北。

山陰農区 ——鳥取、島根、京都北部、兵庫北部。

北関東農区——福島、群馬、長野、山梨。

南関東農区——茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川。

東海農区 ——静岡、愛知、岐阜、三重。

近畿農区 ——奈良、和歌山、大阪、滋賀湖南、京都南部、兵庫南部。

瀬戸内農区——岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛。

北九州農区——福岡、佐賀、長崎、熊本、大分。

南海農区 ——宮崎、鹿児島、高知。